

後期高齢者医療に関する送付先の変更依頼をされる方へ

後期高齢者医療制度に関する送付物について、本人及び関係者からの「送付先変更依頼書」の提出により、やむを得ない事情があると認められる場合には、住民登録地以外へ送付先を変更することができます。(※住民税や介護保険等、他制度の送付先については別途、手続きが必要です)

▶ 依頼できる人

本人、法定代理人、本人から委任を受けた人、親族等

▶ 送付先の変更が認められるやむを得ない事情及び必要書類について

別紙「送付先変更依頼書」に必要事項を記入し、次の必要書類を添えて提出してください。

※添付書類はコピーでも可能です。

1 郵便物の管理が困難なため親族が管理している。

- ② 親族の住所地が記載された身分証明書（運転免許証、被保険者証等）
- ②親族関係がわかるもの（戸籍等）※①、②どちらも必要です。

2 家庭裁判所の審判を受け、成年後見制度の保護を受けている。

- ①登記事項証明書 ②後見人等の身分証明書等
- ③審判書 ※③は送付先住所と②の住所が異なる場合のみ必要です

3 被保険者本人が心身に危害を加えられていて、住民登録地以外へ避難している。

- ①避難先の公共料金の請求書 ②賃貸契約書
- ③身分証明書 ※①②はいずれか1つをご用意ください

4 病院や施設へ入院、入所している間、郵送物の管理がおこなえない。

- ①病院、施設の領収書等 ②施設の契約書等
- ③身分証明書 ※①②はいずれか1つをご用意ください

5 一時的に親族宅に居所を移している。

- ① 親族の住所地が記載された身分証明書のコピー （運転免許証、被保険者証等）
- ② 送付先住所および被保険者本人の名前が記載されているもの（公共料金の請求書・消印のある郵便物など）の写し2点

※ 申立理由、送付先等に変更が発生した場合には、改めて変更依頼が必要になりますのでご連絡ください。

《問い合わせ》

渋谷区役所 国民健康保険課 高齢者医療係
渋谷区宇田川町1番1号
TEL 03-3463-1897(直通)